

関係者協議結果及び前回資料からの修正箇所

資料 1

1 関係機関（者）協議結果について

協議項目（協議先）	根拠	開催（実施）日時・場所	対象者・参加者	主な意見等
玉名市都市計画審議会 への意見聴取	景観法第9条第2項	平成28年8月9日（火） 13：00～15：00 2-2・2-3会議室	玉名市都市計画審議会委員15名 （当日2名欠席）	○文言の統一と写真の選定について → 別紙修正に反映 ○景観法における罰則規定・基準の中身について（確認）←説明 ○補助金や事業を活用して積極的に景観づくりを進めていくべき ○観光につなげるのであれば、常時きれいな状態で維持管理していくとか、案内などを充実し、回遊性を持たせて、バラバラにならないようにすべき。
住民説明会 （高瀬裏川地区）	景観法第9条第1項	H28年8月17日（水） 19：00～20：00 商工会議所多目的ホール	玉名町1区～15区、秋丸区、河崎区の 住民 （当日参加 23名）	○玉名市景観計画策定委員会のメンバーの確認
住民説明会 （新玉名駅周辺地区）	景観法第9条第1項	H28年8月24日（水） 19：00～20：00 玉名市民会館 第2会議 室	大坊区、岡区、島区、上迫間区、下迫間 区の住民（当日参加 16名）	○景観も大事だが、新玉名駅周辺の開発を進めていくための施策を進めてほしい。 ○「開発」と「保存」という矛盾することを同時にしようとしている気がする。 ○新玉名駅前よりも、玉名地域に多くある装飾古墳を保存すべきでは？
住民説明会 （石貴安世地区）	景観法第9条第1項	H28年8月25日（木） 19：00～20：00 石貴4区公民館	石貴4区、石貴5区（一部）の住民 （当日参加 25名）	○具体的に家を解く場合や、裏手の山の木を伐採する場合、どうすればいいのか？ ○木竹伐採をいちいち届け出なければならぬのは迷惑 ○現在、我が家の屋根のスレートがオレンジだが、どうすればいいのか？
住民説明会 （山田日吉神社地区）	景観法第9条第1項	H28年8月26日（金） 19：00～20：00 山田公民館	山田上区・山田下区住民・疋野神社神主 （当日参加 17名）	○生け垣など、緑化等に協力した場合、助成等はあるのか？ ○説明された規制以外にも我々にやってもらいたいことがあるのか？
国交省：菊池川河川事務所 国交省：熊本河川国道事務 所	法的根拠なし	H28.7.29	協議の義務はないが、菊池川・繁根木川 に架る橋梁や景観形成推進地区に国道の 一部が含まれるため、念のため確認を 行った。	※協議不要 - ただし、計画書全編、協議書のひなひな形を事前に送付 - 計画策定後、「報告」をすること。
玉名市役所関係課協議 （計画書素案の確認）	法的根拠なし	H28.8月	協議対象： 防災安全課・企画経営課・管財課・環境 整備課・農林水産政策課・農地整備課・ 商工政策課・ふるさとセールス課・建設 管理課・営繕課・教育総務課・文化課	○各課の他計画、事業等に照らした文言の統一・調整→別紙修正に反映

2 前回（7月12日）からの修正箇所

◎「玉名市景観計画」本編

ページ	項目	修正内容	備考（修正理由・経緯等）
P 1	1-1目的	1行目 「…また、小岱山と熊ノ岳・三ノ岳などの…」を 「…また、小岱山や熊ノ岳・三ノ岳などの…」に変更し、「1-1目的」の項目の末尾に次の注釈を入れた。 「※熊ノ岳は二ノ岳とも呼ばれますが、本計画書では「熊ノ岳」と表記します。」	他課で策定中の別計画内の表現について議論があり、表現の調整を行ったため。
P 4	2-2-1 玉名市の歴史	②中世 1行目 「・・・貿易の拠点としていったようです。」を 「・・・貿易の拠点としました。」に修正 ④近・現代 下から2行目 「・・・、国道208号線、510号線が・・・」を 「・・・、国道208号、501号が・・・」に修正 ※「線」を削除	
P 15	3-5 景観まちづくり活動	「田んぼアート」写真解説 「田んぼアート（田んぼアートプロジェクト委員会）」を 「田んぼアート（『たまな稲！田んぼアート』プロジェクト実行委員会）」に修正	正式名称表記
P 16	3-5 景観まちづくり活動	「市内の景観に係る活動の種類」の図に係る説明中、 「玉名市のまちづくり活動は」を「玉名市では」に、 「多くの地域で」を「多くの地区で」に、 「花づくり活動が行われていますが」を削除 「多彩な活動がされています。」を「多彩な活動が実施されています。」にそれぞれ修正	文言整理
P 17	「伝統行事・祭事 景観」	写真の差し替え。  ⇒  四十九池神社大祭	特定の社会福祉法人の敷地内に建てられた天子宮の祭事ということが分かったため、この項目にはそぐわないと判断
P 17	3-6 玉名市を代表する 景観（玉名らしい 景観）	「生業景観」中 「約400年もの長い年月かけて…」を「約400年もの長い年月をかけて…」に 「先達たち」を「先人たち」に、それぞれ修正	「先達」と「先人」は意味は変わりませんが、「達」「たち」と続くので。

ページ	項目	修正内容	備考（修正理由・経緯等）
P20	「5 景観の将来像と基本方針」	●「将来像の考え方」で、「感じる」を「守る・育む」と離し、「関わる」寄りにした。	「守る・育む」は「感じる」の次の段階。
P34	玉名の風土・進行が生んだ伝統行事・祭事・イベント	写真説明の表記をそれぞれ修正 「伊倉のねり嫁行列」 → 「練り嫁行列（伊倉南北両八幡宮春秋大祭）」 「梅林天満宮大祭の流鏝馬」 → 「梅林天満宮流鏝馬」 「伊倉南北八幡宮春季大祭」 → 「伊倉南北両八幡宮春秋大祭」 「繁根木八幡宮大祭」 → 「繁根木八幡宮秋季大祭」 「神楽フェス」 → 「玉名神楽フェスティバル」	各神社へ確認
P35	「段階的な地区区分の考え方等」		
P51	新玉名駅周辺地区④届出対象行為	「工作物の建設等」内 「その他の工作物」に付記する注釈番号「※13」を「※3」に修正。	

ページ	項目	修正内容	備考（修正理由・経緯等）
P54	山田日吉神社周辺 地区 ①景観形成の目標	「多くの人が集まる山田日吉神社の参道にて、…」を 「多くの人が集まる山田日吉神社の参道において、…」に修正	
P63	8-3-4 特定施設届出地区	〔特定施設届出地区の位置〕内 県道熊本玉名線の始点「国道501との交点」を「国道501号との交点」に修正。	
P66	8-3-5 眺望景観保全地区	〔景観形成上、特に大事にしたい眺望点〕中の写真 「桃田運動公園からの眺望」の写真を別添写真に差し替え。  ⇒ 	8月9日都市計画審議会で「施設写真のようだ」との指摘を受けた。
P69	「景観の将来像と アクションプラン」の図	「感じる」を「関わる」寄りの位置に修正。（P35と同様）	
P70	11-2-1 アクションプラン の内容	■魅力的な景観イベントの実施の説明中、 「…田んぼアートの継続や、景観ツアーの実施など、…」を 「… 田んぼアートや、景観ツアーの実施など、 …」（「継続」の削除） ■景観に関するコンクールやコンテストの実施の説明中、 「優れた景観資源の評価、優れた景観まちづくり活動の評価し、」を 「 優れた景観資源や景観まちづくり活動を 評価し、」に修正。	実行委員会との調整でこれまで通りの実施が不透明（ただし文言は残す） 文言整理
P72	11-2-1 アクションプラン の内容	■玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成の説明中、 「玉名人検定（ご当地検定）」を「 ご当地検定（玉名人検定等） 」に修正。	「玉名人検定」は現在実施していないため。
P86	12-2-1 アンケート調査	最下段グラフについて、貼り替え、及びグラフタイトルの変更 「■新玉名駅周辺地区の景観の印象」を「■ 以前と比べた、玉名市のまちなみや自然の風景 」に修正	
P94	12-3 景観ワークショップ 及び景観学習会	⑤みんなでつくろう！玉名らしい景観づくり交流会の表のテーマの欄、 「景観計画を具体的に進めていくための「アクションプラン（行動計画）」……」を「 アクションプラン（行動計画） 」に修正。	
—	計画書中	「鍋松原海岸」と「松原海岸」の表記が混在しているので、「鍋松原海岸」に統一	

ページ	項目	修正内容	備考（修正理由・経緯等）
-----	----	------	--------------

◎「玉名市景観計画 ー市民版ー」

P 3・4	●表題 「景観の将来像は、玉名らしい景観を『語る』こと！」を 「景観の将来像は、玉名らしい景観をつくり『語る』こと！」に修正 ●『感じる』の文言を『関わる』の隣へ移動。 ●中央の説明部分に 「※『語る』という言葉には、熊本弁の仲間に加わるという意味の「かたる」という意味も込めています。」を挿入 ●全体を「回るイメージ」でレイアウトを変更。
-------	--

◎「玉名市景観計画 ガイドライン」

表紙	「景観形成ガイドライン～玉名市景観計画の解説書～」を 「景観形成ガイドライン～玉名市 景観形成基準 の解説書～」に修正
P 5	「手続きフロー」中 「届出（条例に定めがない）」→「届出」 ※（条例に定めがない）を削除